

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十五号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
別表第六の6級の項を次のように改める。

6級
1 本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
2 総合看護学院の学院長又は副学院長の職務

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。